

三重県食の安全・安心確保行動計画
(令和6年度)

令和6年3月

三 重 県

《 目 次 》

1	行動計画策定の趣旨	1
2	行動計画の期間	1
3	食の安全・安心確保施策の体系	2
4	食の安全・安心確保推進体制	3
5	令和6年度の主な取組	4
6	令和6年度に実施する施策	6

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導體制の充実

(1)	基本的方向1の取組方向	6
施策①	生産資材に関する指導、検査	6
施策②	生産段階のガイドラインの作成・指導	7
施策③	生産環境に関する調査	8
施策④	生産・加工・調理・販売段階の監視指導	9
施策⑤	食品等の試験・検査	10
施策⑥	調査研究の推進とその成果の普及啓発	11

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

(1)	基本的方向2の取組方向	13
施策①	県民への情報提供	13
施策②	食品関連事業者等への情報提供	14
施策③	食品関連事業者団体への取組支援	16
施策④	コンプライアンス意識の向上に対する支援	16
施策⑤	自主基準の設定及び公開の促進	17
施策⑥	自主的な情報発信等に対する支援	18
施策⑦	認証制度の推進	19
施策⑧	健全かつ持続可能な経営への支援	20
施策⑨	食品関連事業者からの情報への対応等	21

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

(1)	基本的方向3の取組方向	22
施策①	情報提供の推進	22
施策②	食の安全・安心に関する教育の推進	23
施策③	相談対応の充実	25

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

(1)	基本的方向4の取組方向	26
施策①	人材の育成	26
施策②	相互理解の増進	28
施策③	関係者との連携及び協働	28
施策④	県民運動の展開	29

【資料編】	用語解説	30
-------	------	----

1 行動計画策定の趣旨

食の安全・安心を確保するにあたり、「食品衛生法[※]」や「食品表示法[※]」等、多くの法律が定められています。

三重県では、こうした法律のほか、県民の健康の保護、食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築、安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大を図るため、平成20年に制定された「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（令和3年最終改正）（以下「条例」という。）に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進しています。

この条例では、食の安全・安心確保に関する基本的方向と実施すべき施策を示した「三重県食の安全・安心確保基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めるとともに、基本方針に沿った食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、年度計画として「三重県食の安全・安心確保行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し具体的な取組を進めることとされています。

2 行動計画の期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

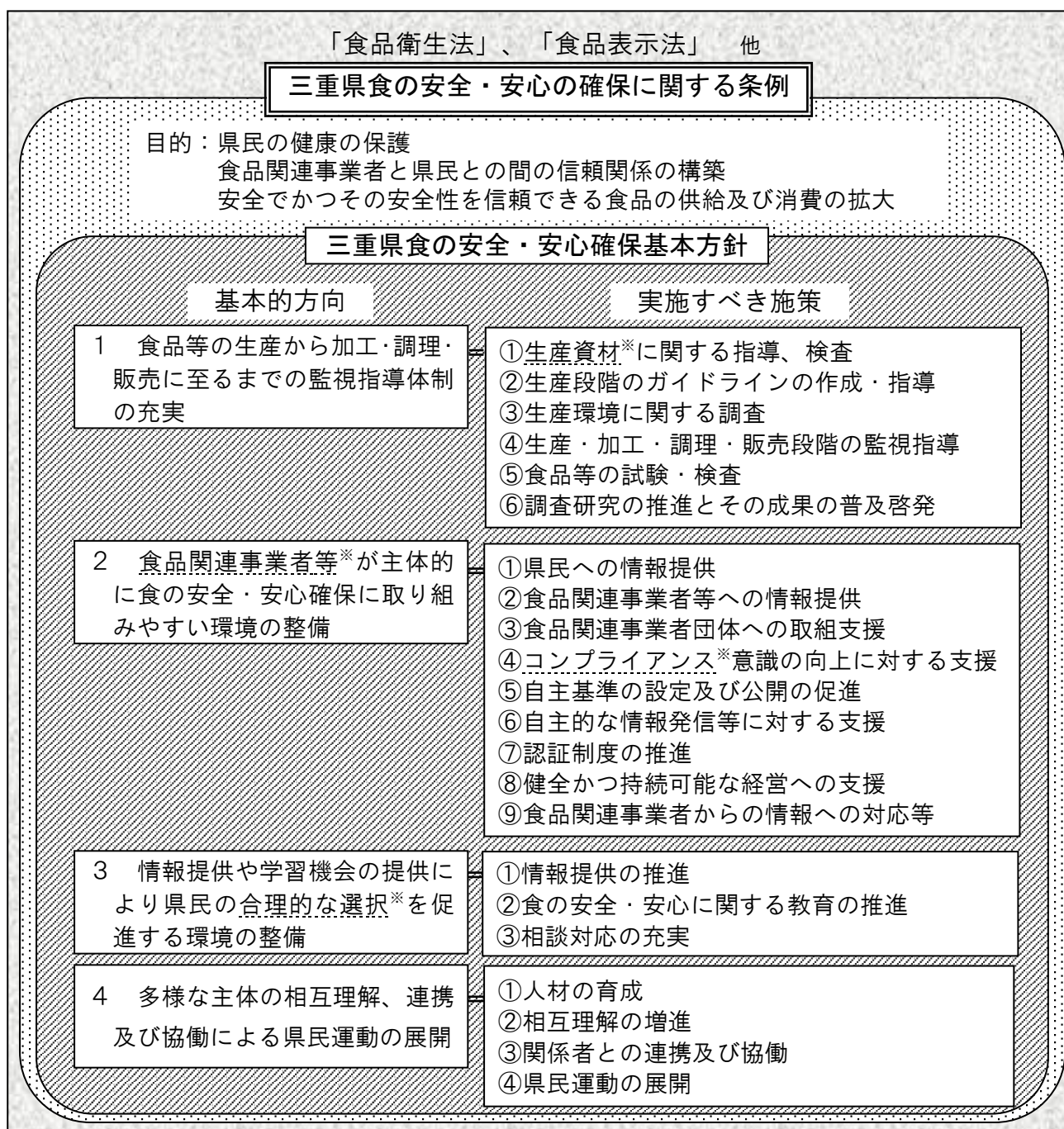
3 食の安全・安心確保施策の体系

条例に基づき策定している「三重県食の安全・安心確保基本方針」では、条例の目的として、

- ①県民の健康の保護
- ②食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築
- ③安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大

を図るため、4つの基本的方向を設定するとともに、それぞれの基本的方向ごとに、実施すべき施策を展開していくこととしています。

食の安全・安心確保施策の体系図

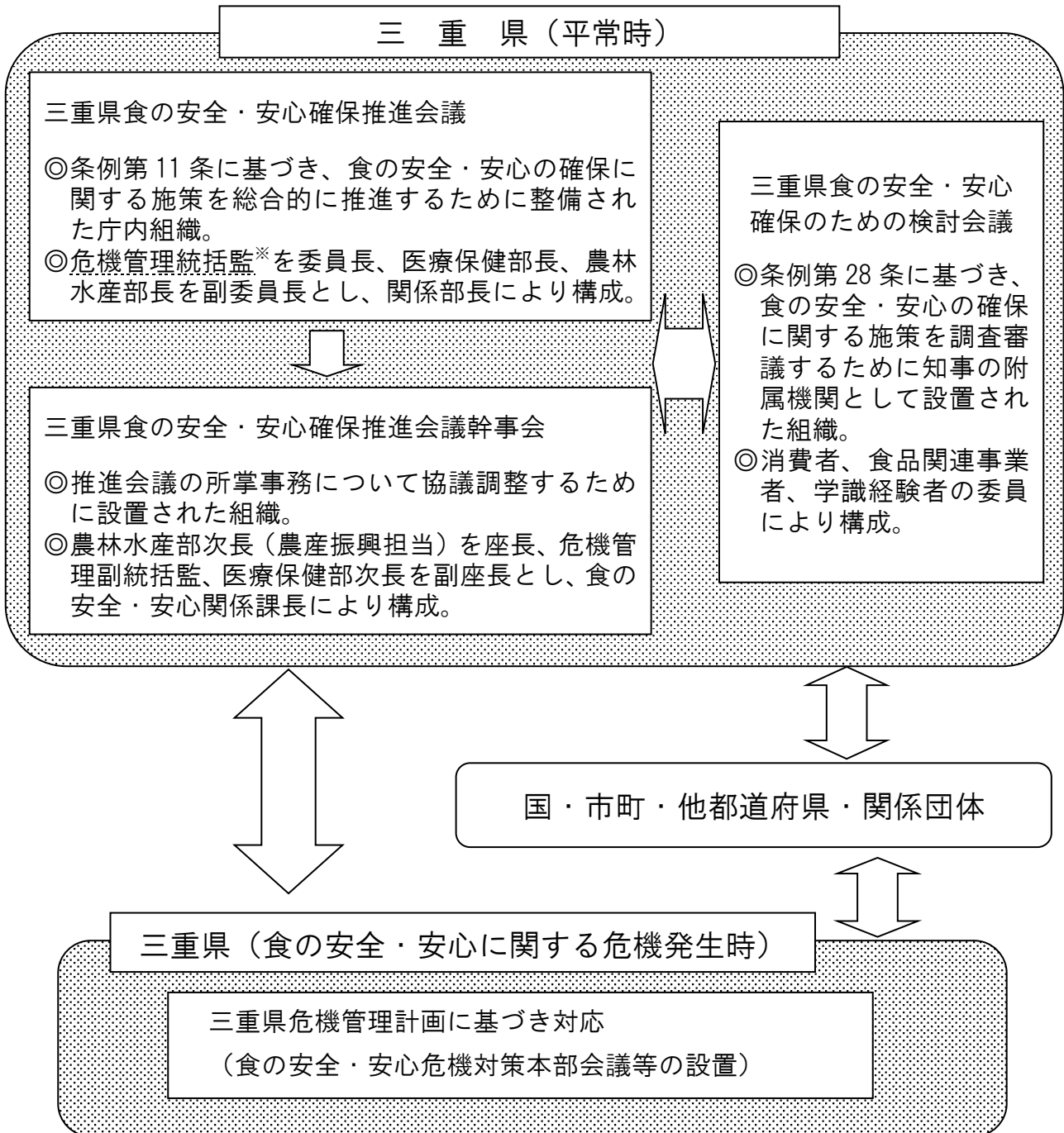


4 食の安全・安心確保推進体制

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、庁内における推進体制として、条例第 11 条に基づき「三重県食の安全・安心確保推進会議」を設置しています。

また、条例第 28 条に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置して、審議結果を施策に反映させています。

さらに、食の安全・安心に関する危機が発生した場合には、「三重県危機管理計画」に基づき、適切に対応することとしています。



5 令和6年度の主な取組

基本的方向ごとの主な取組は次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導體制の充実

- ① 農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等の適正な流通と使用を促進するため、これらの製造事業者や販売事業者および生産者への立入検査や監視指導を実施します。
- ② 事業者において、HACCP[※]に沿った適切な衛生管理が実践されるよう、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係営業施設を対象として、次の事項に重点を置きながら、監視指導を実施します。
 - 県内外からの観光客における食中毒の発生を防止するため、観光地の食品関係営業施設に対する重点的な監視指導を実施
 - サルモネラ属菌や冬期に多いノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、飲食店、集団給食施設、食品製造事業者に対する重点的な監視指導を実施また、安全で衛生的な食肉及び食鳥肉が供給できるよう、施設に対する重点的な監視指導を実施するとともに、施設の衛生対策を支援します。
- ③ 食品等事業者[※]による適正な食品表示の確保を図るため、「食品表示法」、「三重県食品監視指導計画」に基づいた監視指導や、「景品表示法[※]」に関する監視指導や啓発に取り組みます。
- ④ 食品の安全性を確保するため、計画的に収去検査[※]に取り組むとともに、と畜検査および食鳥検査、貝毒検査ならびに米穀の科学的検査等を実施します。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- ① 食中毒や食品事故を防止するため、県民や食品等事業者に対して、食に関する法令や食品衛生に関する情報を的確に提供します。
- ② 食品関連事業者における食の安全・安心確保に関する取組の重要性を浸透させるため、食品等事業者団体が行う自主的な営業許可施設の衛生巡回指導や各種研修会の開催を支援します。
- ③ 県民に安全・安心な食品や農林水産物を提供するため、HACCPシステムや国際水準GAP[※]、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度[※]」等の導入を促進するとともに、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル[※]」や「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル[※]」の普及啓発に取り組みます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- ① 県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深められるよう、食中毒や食品に起因する健康被害の防止方法など食の安全・安心確保に向けた情報を、県ホームページやパンフレット、研修会等を活用して提供します。

- ② 「第3次三重の健康づくり基本計画（ヘルシーピープルみえ・21）」に基づき、県民の健全な食生活の実践を促進するため、野菜摂取量の増加、食塩摂取量の減少および果物摂取量の改善等を早期から実践できるよう、学校や職場、関係団体等との連携により、マスメディアやインターネット、SNS等を活用した情報発信や啓発の機会を増やしていきます。
- ③ 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を通じて県産農林水産物の利用を促進します。
- ④ 学校給食を食育[※]の「生きた教材」として活用するため、「みえ地物一番給食の日[※]」の実施等を通じて、学校給食における地域食材の使用を促進します。また、地域の農林水産業への関心や理解を深めるため、食育に係る新たな食育教材を学校給食関係者に提供します。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

- ① 食の安全・安心確保のため、食品衛生責任者[※]や食品衛生指導員[※]、GAP推進指導員[※]および三重県農薬管理指導士[※]など専門的な知識を有する人材を養成します。
- ② 県民、食品関連事業者等および県が、食品衛生や食品表示に関する正しい知識を共有し、相互理解を深めるため、意見交換会や研修会を開催するなどリスクコミュニケーション[※]の機会を創出します。
- ③ 県民、食品関連事業者・団体と連携および協働しながら、食の安全・安心に向けた施策を推進するため、県民や食品関連事業者・団体を対象とした「みえ出前トーク」や「食の安全・安心研修会」を開催します。

6 令和6年度に実施する施策

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

- 【実施すべき施策】
- ①生産資材に関する指導、検査
 - ②生産段階のガイドラインの作成・指導
 - ③生産環境に関する調査
 - ④生産・加工・調理・販売段階の監視指導
 - ⑤食品等の試験・検査
 - ⑥調査研究の推進とその成果の普及啓発

(1) 基本的方向1の取組方向

生産段階や加工・調理・販売段階での監視、指導、検査を実施し、これらに関する情報の公開・提供を迅速に行い、県民の意見を反映して監視指導体制と取組内容を充実します。また、食の安全・安心に関する科学的知見^{*}の集積に努め、調査研究の推進とその成果の普及啓発を行います。

施策① 生産資材に関する指導、検査

施策の取組方向

農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等の使用または生産・販売について、指導、立入検査を実施します。

課題

【農薬・肥料に関する監視指導】

- 農薬・肥料の適正な流通については、「農薬取締法」および「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく適正な運用が必要です。
- 農薬の適正な使用については、農薬使用者や農産物直売所責任者が、適正使用に関する知識の習得と理解を深めることが必要です。

【動物・水産用医薬品、飼料等に関する監視指導】

- 安全・安心な畜水産物が安定的に供給されるよう、動物・水産用医薬品、飼料および飼料添加物の販売業者、畜産農場、魚類養殖業者による適正な流通、使用および管理が行われる必要があります。

取組内容

【農薬・肥料に関する監視指導】

- 引き続き、農薬・肥料の適正な流通が図られるよう、これまでの監視指導実績もふまえ、農薬・肥料の販売業者等への監視指導を適切に実施するとともに、通報に基づく疑義情報への対応に重点化した監視指導に取り組みます。
- 引き続き、農薬使用者や農産物直売所責任者が、農薬の適正使用に関する知識・理解をさらに深められるよう、研修会を開催します。

【動物・水産用医薬品、飼料等に関する監視指導】

- 引き続き、家畜や養殖魚に与える動物・水産用医薬品や飼料および飼料添加物が、適正に流通、使用、管理されるよう、販売業者、畜産農場、魚類養殖業者に対する監視指導に取り組みます。

施策② 生産段階のガイドラインの作成・指導

施策の取組方向

病虫害防除の手引き^{*}や施肥基準^{*}等の各種ガイドラインを作成するとともに、生産履歴の記帳^{*}の普及および種苗、農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等に関する情報提供や指導を実施します。

課題

【農畜産物の生産に関する情報提供や指導】

- 生産現場での的確な病虫害防除を推進するため、病虫害の発生動向や農薬の使用方法の変更に関する情報を、迅速に生産者に提供する必要があります。また、海外からの侵入病虫害への対策を的確に講じる必要があります。
- 安全な畜産物の生産に向け、動物用医薬品、飼料等販売業者および畜産農業者による動物用医薬品、飼料および飼料添加物の流通、使用および管理の適正化を図る必要があります。

【養殖水産物に関する情報提供や指導】

- 安全・安心な養殖水産物を安定的に供給するため、魚類養殖業者による自主衛生管理を支援する必要があります。

取組内容

【農畜産物の生産に関する情報提供や指導】

- 引き続き、生産者が病害虫の発生動向に即して的確な防除対策を実施できるようA.I. 害虫モニタリングシステム[※]等を活用し、病害虫発生予察情報[※]の提供や、指導者向けの「病害虫防除の手引き」の掲載内容の充実を図ります。
- 病害虫の総合防除の推進するため、令和5年度に策定した「三重県病害虫総合防除計画」に基づき、「予防、予察」に重点を置いた総合防除の普及・推進を図ります。また、火傷病[※]など重要病害虫の侵入・まん延を防ぐため、関係機関と連携し、侵入病害虫の迅速な調査、防除に取り組みます。
- 引き続き、家畜に与える動物用医薬品や飼料および飼料添加物が、適正に流通、使用、管理されるよう、販売業者、畜産農場に対し、情報提供や指導に取り組みます。

【養殖水産物に関する情報提供や指導】

- 養殖水産物の衛生管理体制を強化するため、引き続き、魚類養殖業者を対象とした講習会の開催、養殖生産工程管理手法[※]の指導、養殖魚の魚病診断、養魚速報による情報提供に水産関係団体と連携して取り組みます。

施策③ 生産環境に関する調査

施策の取組方向

有害物質による土壌等の生産環境や生産物の汚染について、対応マニュアルや調査計画を作成し、調査を実施します。

課題

- 県内に「農用地土壌汚染防止法[※]」に基づく指定地域はありませんが、引き続き、国における農作物や農用地土壌の有害物質に関する規制や基準策定に的確に対応していくことが必要です。

取組内容

- 引き続き、国における農作物や農用地土壌の有害物質に関する規制や基準策定に対応するため、必要な情報収集を行うとともに、国が実施する有害物質の含有実態調査に協力していきます。
- 農作物や農用地土壌から有害物質が検出された場合には、危機管理マニュアルに基づき適切に対応します。

施策④ 生産・加工・調理・販売段階の監視指導

施策の取組方向

国等と連携して、「食品衛生法」、「食品表示法」、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下「食糧法^{*}」という。）、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法^{*}」という。）、「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という。）等による効果的な監視指導を実施するとともに、食品表示制度の普及啓発を積極的に行います。

課題

【施設の衛生に関する監視指導】

- 平成30年6月に「食品衛生法」の一部を改正する法律が公布され、令和3年6月から、原則全ての食品等事業者が「HACCPに沿った衛生管理」を行うこととなりました。県内に流通する食品の安全を確保するため、食品等事業者におけるHACCPに沿った衛生管理の取組状況について確認が必要です。

【食品表示等に関する監視指導】

- 「食品表示法」や「景品表示法」に基づく適正な食品表示を確保するため、食品等事業者における適切な食品表示に関する意識の醸成が必要です。
- 令和5年3月に特定原材料に追加された「くるみ」のアレルギー表示や、令和5年4月から変更された遺伝子組換え表示制度といった、新制度への対応を進める必要があります。

【卸売市場に関する監視指導】

- 生鮮食料品の安全・安心な流通の確保のため、卸売市場における衛生管理の確実な実践が必要です。

【米穀に関する監視指導】

- 米穀の適正な流通を確保するため、米穀取扱事業者が「食糧法」、「米トレーサビリティ法」を確実に履行することが必要です。

取組内容

【施設の衛生に関する監視指導】

- 食品等事業者において、HACCPに沿った適切な衛生管理が実践されるよう、引き続き、監視による取組状況の確認および指導を実施します。
- 食中毒の発生を防止するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係営業施設を対象として、次の事項に重点を置きながら監視指導を実施します。
 - 県内外からの観光客における食中毒の発生を防止するため、観光地の食品関係営業施設に対する重点的な監視指導を実施

- サルモネラ属菌や冬季に多いノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、飲食店、集団給食施設、食品製造事業者に対する重点的な監視指導を実施
- 安全で衛生的な食肉・食鳥肉が供給できるよう、施設に対する重点的な監視指導を実施するとともに、施設の衛生対策を支援します。

【食品表示等に関する監視指導】

- 食品等事業者による適正な食品表示の確保を図るため、引き続き、「食品表示法」、「三重県食品監視指導計画」に基づいた監視指導や、「景品表示法」に関する監視指導や啓発に取り組みます。

【卸売市場に関する監視指導】

- 卸売市場における衛生管理の実践を確実なものとするため、関係機関と連携し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の取組確認や指導を実施します。

【米穀に関する監視指導】

- 米穀取扱事業者が「食糧法」、「米トレーサビリティ法」について知識を深められるよう、法令に関する情報発信や法令に基づく監視指導を実施します。

施策⑤ 食品等の試験・検査

施策の取組方向

県内で流通する農林水産物及び加工食品等の食品について、微生物、残留農薬、残留動物・水産用医薬品、遺伝子組換え食品、食品添加物等に関し、検査を実施します。また、安全な食肉（食鳥肉を含む）を提供するため、と畜検査、食鳥検査を実施します。

課題

【食品の収去検査等】

- 県内で流通する農林水産物および加工食品等の食品の安全性を確保するため、微生物、残留農薬、食品添加物の規格基準適合等の確認が必要です。

【食肉に関する監視指導】

- 獣医師であると畜検査員が、牛や豚等について1頭ごとに検査し、食用に適さないものを排除するとともに、大規模食鳥処理場に食鳥検査員（獣医師）を派遣して、1羽ごとに検査を実施しています。安全な食肉・食鳥肉を供給するため、と畜検査および食鳥検査を継続的に実施することが必要です。

【水産物に関する検査】

- 水産物の安全確保を図るため、水産用医薬品の残留検査や、貝毒を原因とする食中毒を防止するための検査が必要です。

【米穀に関する検査】

- 米穀取扱事業者における米穀の適正な流通の確保において「米トレーサビリティ法」の遵守が必要であり、法に基づく記録による米穀の適正な流通を確認するため、継続的な科学的検査による検証が必要です。

取組内容

【食品の収去検査等】

- 食品の安全性を確保するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、収去検査に取り組むとともに、規格基準等に不適合があった場合には、その食品を製造・販売する事業者に対し、指導および改善確認を実施します。

【食肉に関する監視指導】

- 安全な食肉・食鳥肉を供給するため、と畜検査および食鳥検査を全頭（羽）実施するとともに、微生物や残留物質の検査を実施します。

【水産物に関する検査】

- 水産物の安全確保を図るため、養殖魚における水産用医薬品の残留検査を実施するとともに、海域における貝毒プランクトン検査、二枚貝の抽出による貝毒検査および検査結果の迅速な情報伝達体制の維持に取り組みます。

【米穀に関する検査】

- 米穀の適正な流通を確認するため、市販されている米穀の科学的検査を実施します。

施策⑥ 調査研究の推進とその成果の普及啓発

施策の取組方向

安全で安心な農産物の生産に関する調査研究を行い、その成果を普及啓発します。

課 題

- 県では現在 14 品目に対して「IPM^{*}実践指標」を作成してその実践を推進しています。「みどりの食料システム戦略^{*}」および「改正植物防疫法」に基づいて、IPMの普及推進の加速化が求められており、効果的なIPM技術の研究開発とその成果の普及促進が必要です。
- 環境問題に対する消費者の関心が高まっており、持続可能な農業生産の実現に向けて、化学農薬の使用を低減する新しいIPM技術の開発を継続して行う必要があります。

取組内容

- 化学農薬使用の低減、環境負荷の軽減を図るため、病害虫等に対し化学農薬の代替となる防除技術の開発に取り組み、「IPM実践指標」の見直しを行い、生産現場において、効果的なIPMの実践を促進します。
- 「みどりの食料システム戦略」に対応し、化学農薬の使用を最小限に抑える「化学農薬代替技術を組み込んだIPM技術」や「病害虫発生を予測し防除適期を提案する支援システム」の開発と普及促進に取り組みます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組 みやすい環境の整備

- 【実施すべき施策】
- ① 県民への情報提供
 - ② 食品関連事業者等への情報提供
 - ③ 食品関連事業者団体への取組支援
 - ④ コンプライアンス意識の向上に対する支援
 - ⑤ 自主基準の設定及び公開の促進
 - ⑥ 自主的な情報発信等に対する支援
 - ⑦ 認証制度の推進
 - ⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援
 - ⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等

(1) 基本的方向2の取組方向

県民、食品関連事業者、食品関連事業者により構成される団体（以下「食品関連事業者団体」という。）への情報提供の充実や県民に安全・安心を提供する食品関連事業者等の主体的な取組に対し支援します。

施策① 県民への情報提供

施策の取組方向

県民に対し、食の安全・安心に努力する食品関連事業者等の情報を発信します。

課題

- 食中毒は年間をとおして発生します。このうち、細菌による食中毒は、高温多湿になる夏に多く発生しています。季節的な食中毒に対する県民の知識の向上を図ることで、食中毒の発生を予防する必要があります。
- 食品安全の取組である国際水準GAPに関する認知度を高めるため、より多くの消費者や学生にGAP認証農産物の価値を知ってもらう機会を創出する必要があります。
- 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度（以下「みえの安心食材表示制度」という。）」の仕組みやこれにより認定された生産物（以下「みえの安心食材」という。）に関する消費者の認知度は高いとは言えないため、県民が安心して県産食材を選択できるよう、制度の仕組みや「みえの安心食材」に関する消費者の認知度向上を図る必要があります。

取組内容

- 食中毒の発生を防止するため、気温の急な上昇による食中毒が発生する可能性が高まった場合等に、食中毒警報を発令します。

- 国際水準GAPに対する消費者の認知度を高めるため、県内の飲食店と連携したGAP認証農産物メニューフェアの開催、SDGsに関心を寄せる消費者や学生への啓発活動に取り組みます。
- 「みえの安心食材表示制度」についてウェブサイトやイベント等を通じて情報発信し、認知度向上に取り組みます。

施策② 食品関連事業者等への情報提供

施策の取組方向

食に関する法令や生産資材に関する情報等、食品関連事業者、食品関連事業者団体が必要とする情報を提供します。

課 題

【食品衛生に関する情報提供】

- 令和5年には三重県で7件の食中毒が発生しました。引き続き、食品等事業者による規格基準等の法令遵守と食品事故を防止するため、食品衛生に関する的確な情報提供が必要です。
- 食品等事業者は法令に従った許可・届出を行うとともに、HACCPに沿った衛生管理に取り組む必要があります。

【食品表示等に関する情報提供】

- 令和5年3月に特定原材料に追加された「くるみ」のアレルギー表示や、令和5年4月から変更された遺伝子組換え表示制度をふまえ、食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行えるよう、「食品表示法」や「景品表示法」等関係法令についての適切な情報提供や理解促進が必要です。

【GAPに関する情報提供】

- 国際水準GAPの普及定着に向けて、実需者へのさらなる理解促進が必要です。

【みえジビエに関する情報提供】

- 衛生的な「みえジビエ」が安定的に供給されるよう、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル（以下「みえジビエマニュアル」という。）」に基づく品質管理の徹底とともに、食品衛生関連情報の的確かつ迅速な共有が必要です。

【みえの安心食材に関する情報提供】

- 「みえの安心食材」に関する消費者の認知度は高いとは言えないため、消費者の理解度向上や飲食店等での活用促進のために、認定された食材や生産者情報の発信が必要です。

【米穀に関する情報提供】

- 米穀取扱事業者が「米トレーサビリティ法」を遵守し、取引記録の作成、保存および産地情報の伝達に取り組めるよう、法令に関する情報提供が必要です。

取組内容

【食品衛生に関する情報提供】

- 引き続き、食品等事業者による食品別規格基準等の法令遵守と、食中毒防止を図るため、講習会により食品衛生に関する情報を提供します。
- 食品等事業者が「食品衛生法」の改正に伴い見直された営業許可制度と新たな営業届出制度に対応し、HACCPに沿った衛生管理を実践するため、食品等事業者団体と連携して講習会の開催等を支援します。

【食品表示等に関する情報提供】

- 「食品表示法」や「景品表示法」について食品等事業者の理解を促進するため、県ホームページへの掲載やパンフレットの配布により情報提供します。

【GAPに関する情報提供】

- 食品関連事業者による国際水準GAPに関する理解の促進とGAP認証農産物の販路拡大を図るため、関係機関と連携し、SDGsに配慮した農産物を求める食品関連事業者とGAP認証取得生産者のマッチング機会を創出する商談会を開催します。

【みえジビエに関する情報提供】

- 安全な「みえジビエ」の流通が確保されるよう、「みえジビエマニュアル」に基づく衛生管理を徹底するとともに、「みえジビエフードシステム登録制度*」の登録事業者（以下「みえジビエ登録事業者」という。）等への研修会の開催や巡回指導等による、より充実した情報提供に取り組みます。

【みえの安心食材に関する情報提供】

- みえの安心食材の認知度向上や消費拡大を図るため、食品関連事業者で構成される「みえフードイノベーション*・ネットワーク」の会員等を対象とした専用ホームページやメールマガジンによる情報発信、一般向けウェブサイトによる迅速な情報提供に取り組みます。

【米穀に関する情報提供】

- 米穀取扱事業者の法令に関する理解を深めるため、食品関連事業者団体と連携して「米トレーサビリティ法」の周知を図ります。

施策③ 食品関連事業者団体への取組支援

施策の取組方向

食品関連事業者団体が実施する食の安全・安心の確保に向けた取組を支援します。

課題

- 食品関連事業者団体の積極的支援により、食品関連事業者に向けて食の安全・安心確保に関する取組の重要性を効率的・効果的に浸透させる必要があります。
- 県内の米穀関連団体がめざす、安全・安心で美味しいお米を提供し、消費者から信頼・支持される産地づくりの実現が必要です。

取組内容

- 食品等事業者団体が行う自主的な営業許可施設の衛生巡回指導や各種研修会の開催を支援します。
- 消費者から信頼・支持される安全・安心で美味しいお米の産地づくりの実現に向け、米穀関連団体が実施する地域の実情に応じた生産対策や多様な流通販売対策の取組を支援します。

施策④ コンプライアンス意識の向上に対する支援

施策の取組方向

食品関連事業者におけるコンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図るとともに、食品関連事業者内の意識向上等に向けた体制の整備をはじめ、食品関連事業者の自主的な取組を支援します。また、その効果を検証し、改善を進めます。

課題

- 食品関連事業者の「食品衛生法」、「食品表示法」や「景品表示法」等関係法令に関する理解を深めることが必要です。

取組内容

- 食品関連事業者の関係法令に対する理解促進を図るため、食品等事業者団体と連携した各種研修会を開催します。
- 食の安全・安心確保に向けた意識の向上を図るため、医療保健部、環境生活部および農林水産部が連携し、食品関連事業者を対象としたコンプライアンス研修会を開催します。

施策⑤ 自主基準の設定及び公開の促進

施策の取組方向

食の安全確保に関する自主管理体制の整備に必要な自主基準の設定を促進するとともに、HACCPシステム、GAP等をはじめとした先進的なシステムの導入を図り、自主的な公開を促進します。

課題

【農畜産物】

- GAPの実践は安全・安心な農産物の供給や農業経営の改善につながる重要な取組であることから、生産者におけるGAP実践の拡大に向け、支援体制の強化が必要です。
- 畜産物の安全性向上に向け、畜産農場における農場HACCP※の導入推進と、農場から消費者までの一貫した衛生管理が必要です。

【林産物】

- 安全・安心な「みえジビエ」を提供するため、HACCPの考え方を取り入れた「みえジビエマニュアル」の周知・徹底が必要です。
- 消費者に安全・安心なきのこを提供するため、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」の普及啓発が必要です。

【卸売市場】

- 生鮮食料品の安全・安心な流通の確保に向け、卸売市場関係事業者にはHACCPに沿った適切な衛生管理について一層の啓発が必要です。

取組内容

【農畜産物】

- 生産者へのGAP実践に向けた支援体制を強化するため、JAグループ・市町・県で構成する「地域GAP推進チーム」を核に、生産者や産地・部会に対するGAPの実践指導や研修会の開催に取り組みます。

- 畜産物の安全性向上を図るため、畜産農場における農場H A C C Pの導入推進に向け、生産者への個別訪問やオンライン講習会を開催します。

【林産物】

- みえジビエ登録事業者の拡大や「みえジビエマニュアル」の周知徹底を図り、「みえジビエ」の安定供給体制の構築および衛生・品質管理の向上に取り組むとともに、「みえジビエ」の認知度向上を図るため、飲食事業者等を対象とした商談会や消費者向けイベントで情報発信します。
- 消費者に安全・安心なきのこを提供するため、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」を活用し、きのこ生産者に対して巡回指導や技術相談を実施することで、適正な品質・衛生管理の普及を図ります。また「みえ出前トーク」や「移動林業研究所」を活用したPR活動により、安全・安心なきのこの生産・消費を周知します。

【卸売市場】

- 卸売市場関係事業者に対して、H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理に関する情報提供に取り組むとともに、研修会や監視指導による取組確認を通じて、衛生管理計画の実行を促進します。

施策⑥ 自主的な情報発信等に対する支援

施策の取組方向

県民が合理的に食品を選択できるトレーサビリティ・システム※の導入に取り組む食品関連事業者を支援します。

課 題

- 「みえジビエ」について、消費者や実需者の認知度をより一層高められるよう、さまざまな機会を通じた情報発信が必要です。

取組内容

- 「みえジビエ」の認知度向上と消費拡大を図るため、みえジビエ登録事業者と連携し、商談機会の創出や消費者向けイベントの開催等、さまざまな機会を通じて情報発信を行います。

施策⑦ 認証制度の推進

施策の取組方向

環境に配慮した生産方式や食の安全・安心を確保する生産管理により県内で生産される農林水産物や、県内で生産された農林水産物を使い県内で製造される加工食品に関する認証制度、高品質で安全な食品を提供するためのHACCPシステムに基づく認定制度等を積極的に推進します。

課題

【農畜産物】

- 国際水準GAP認証の取得および維持・更新により、安全・安心な農産物の供給や生産者の経営改善につなげていく必要があります。
- 畜産農場における衛生管理のさらなる向上のため、農場HACCP認証※の取得・更新に取り組む生産者への支援が必要です。
- 近年は高齢化等の理由で認定更新を断念する生産者が増えていることから、「みえの安心食材」の認定件数は微減傾向となっています。消費者に安全・安心な農畜林産物を提供するため、「みえの安心食材表示制度」について、参加生産者の増加や認知度向上を図るなどにより継続して発展させることが必要です。
- 「三重23号」がブランド米「結びの神」として販売されるためには、選定された生産者が独自の品質基準を満たす必要があります。

【水産物】

- 適切な管理による水産資源の持続可能な利用による水産業の発展に向け、県産水産物の水産エコラベル※認証の取得促進が必要です。

【林産物】

- 「みえジビエ」について、消費者や実需者の認知度を高め、登録事業者の拡大を図るためには、さまざまな機会を通じた情報発信が必要です。

取組内容

【農畜産物】

- 安全・安心な農産物の供給や生産者の経営改善を図るため、「地域GAP推進チーム」を核に、GAP認証の取得や維持を支援します。
- 畜産物の安全性向上のため、農場HACCP認証の取得・更新をめざす生産者を対象に、生産衛生管理マニュアルや帳簿の整備、衛生検査を重点的に指導します。
- 「みえの安心食材表示制度」への参加生産者の増加と認知度向上を図るため、生産者向け研修会や広く県民を対象としたPRイベントを開催します。

- 「三重 23 号」の生産者がブランド米「結びの神」の要件を満たせるよう、「三重の新たな米協創振興会議※」を通じて、「みえの安心食材」の認定取得や栽培に関する情報等の提供により支援します。

【水産物】

- 県産水産物の持続可能性を担保する水産エコラベルの認証取得を促進するため、漁業者等に認証制度を普及啓発します。

【林産物】

- 「みえジビエ」の認知度向上と消費拡大を図るため、みえジビエ登録事業者と連携し、さまざまな機会を通じて情報発信を行います。

施策⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援

施策の取組方向

食品関連事業者が食の安全・安心や環境保全などを踏まえ、食品の安定供給や健全な経営に向けて行う自主的な取組を支援します。

課題

- 食の安全・安心や環境保全に対する消費者の関心が高まるなか、「みえの安心食材」のさらなる利用拡大と、新たな連携や新商品・新サービスの創出に向け、取組成果のPRが必要です。
- 食品見本市への出展や商談会の開催等、県内食品関連事業者の商談機会を創出するとともに、限られた商談機会を着実に生かせるよう、県内事業者の商談力の向上を図る必要があります。
- 持続可能な農業生産活動の実現に向けて、引き続き、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及を図る必要があります。

取組内容

- 「みえフードイノベーションプラットフォーム」の活用による、新たな連携や新商品・新サービスの開発に向けたプロジェクトの創出の支援や、「みえの安心食材」の認知度向上のための情報発信に取り組みます。
- 国内外における県産品の販路拡大を図るため、バイヤーを招聘した商談会の開催等により、県内事業者の商談力の向上を支援します。
- 引き続き、国の「みどりの食料システム戦略」に対応し、「環境保全型農業直接支払交付金※」を活用して生産者の取組を支援します。

施策⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等

施策の取組方向

食品関連事業者が食の安全・安心や食品表示に関する情報提供をしやすい環境を整備するとともに、提供された情報に迅速に対応します。

課 題

- 食品関連事業者が食の安全・安心を損なう、または損なうおそれがある情報を提供しやすい環境の整備が必要です。

取組内容

- 危害情報の申出を行いやすい環境を整備するため、食品関連事業者を対象とした研修会や巡回指導を通じて、危害情報申出に係る各法令担当部署について周知を図ります。
- 食品関連事業者から提供された危害情報については、慎重かつ迅速に必要な調査を実施し、不適正な事実があると認められる場合には、法令に基づき適正に措置します。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- 【実施すべき施策】
- ①情報提供の推進
 - ②食の安全・安心に関する教育の推進
 - ③相談対応の充実

(1) 基本的方向3の取組方向

県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め判断、選択を行えるよう、県民の立場に立った情報提供を充実させるとともに学習機会を提供します。

施策① 情報提供の推進

施策の取組方向

ホームページ、県政だより、情報紙、メールマガジンや学習講座などの多様な手段を活用し、県民への情報提供を推進します。

課題

【健康被害防止に関する情報】

- 腸管出血性大腸菌、ノロウイルスおよびカンピロバクター等による食中毒、食品による健康被害等を防止することが必要です。

【食品表示に関する情報】

- 「食品表示法」では、消費者等に販売される全ての食品に食品表示が義務付けられています。また、「景品表示法」では、事業者が自己の供給する商品・役務の取引について、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある表示を禁止しています。そのため、県民が正しく判断し、食品を選択できるよう、「食品表示法」や「景品表示法」等に関する理解を深める必要があります。

【食の安全・安心に関する情報】

- 県民が自ら判断し選択できるよう、食の安全・安心に関する情報が必要です。また、食に関する風評被害を抑止するためにも、正しい情報提供が必要です。

取組内容

【健康被害防止に関する情報】

- 食品による健康被害を防止するため、県ホームページやパンフレットを活用し、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、カンピロバクター等による食中毒や食品に起因する健康被害の防止方法について広く情報提供するとともに、食中毒警報や食中毒発生情報を公表します。

【食品表示に関する情報】

- 県民の正しい食品の選択を促すため、県ホームページやパンフレットを通じて消費者に「食品表示法」や「景品表示法」に関する情報を提供するとともに、エシカル消費※を普及啓発します。

【食の安全・安心に関する情報】

- 県民が自ら判断し選択できるよう、県ホームページ「食の安全・安心ひろば」、情報誌、SNS、メールマガジンや研修会により、県民への情報提供を進めます。

施策② 食の安全・安心に関する教育の推進

施策の取組方向

あらゆる世代において、食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育を通して学校や家庭、地域で食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。

課題

【各ライフステージにおける食育】

- ライフスタイルや食の多様化が進み、食に関する知識を持つことがますます重要になってきています。そのため、あらゆる世代において食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたる健全な食生活の実践を促進する必要があります。
- 野菜摂取量の増加、食塩摂取量の減少および果物摂取量を改善することが、生活習慣病の発症リスクの低下に関連があると報告されていることから、個人の行動と健康状態の改善を促すための適切な栄養・食生活についての啓発やその食事を支える食環境整備等の取組を進める必要があります。

【児童・生徒に対する食育】

- 家庭におけるライフスタイルの多様化に伴い、偏った栄養摂取、不規則な食事、とりわけ朝食の欠食等さまざまな課題が見られます。児童・生徒の食生活を改善し、食の安全・安心に関する知識等、幅広い視点による食育を学校や地域で進めることが必要です。
- 児童・生徒に対する食育を推進するため、引き続き、栄養教諭を中核とした学校による食育の指導体制の整備を進める必要があります。
- 全ての子どもが、食生活改善のための自己管理能力を身につけられるよう、家庭・地域と連携しながら、食育を学校全体で組織的に推進する必要があります。

【地域食材の導入推進】

- 学校給食に地域食材を使用することは、子どもたちが地域の自然、文化、産業への関心や理解を深め、食育を進める上で大きな教育的意義があります。学校給食への地場産物使用割合は物価高騰等の影響により減少傾向にあることから、学校給食を通じた食育を継続して実施する必要があります。

取組内容

【各ライフステージにおける食育】

- 各ライフステージにおいて県民が自ら健康的な食生活を実践できるよう、「第4次三重県食育推進計画^{*}」に基づき、学校給食や企業食（社食）、事業所向け給食等事業者等さまざまな主体と連携し、食育を推進します。
- 「第3次三重の健康づくり基本計画（ヘルシーピープルみえ・21）」に基づき、野菜摂取量の増加、食塩摂取量の減少および果物摂取量の改善等を早期から実践できるよう、学校や職場、関係団体等との連携により、マスメディアやインターネット、SNS等を活用した情報発信や啓発の機会を増やしていきます。
- 健康に関心の薄い人を含む、幅広い層に対してアプローチを行うため、産学官連携による「自然に健康になれる環境づくり」を推進する体制を整備し、事業者等の栄養・食生活の改善に配慮した取組の支援や啓発に取り組みます。

【児童・生徒に対する食育】

- 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を通じて県産農林水産物の利用を促進するとともに、優秀作品等を県ホームページで発信します。
- 学校における食育担当者や栄養教諭による指導体制を整備するため、市町教育委員会や関係機関と連携し、食育・学校給食担当者連絡協議会において、丁寧な説明に取り組みます。
- 食育や学校給食管理についての講習会を実施することにより、学校関係者の研修の機会を確保するとともに、市町担当者会等の機会を活用して支援を依頼するなど今後も継続して対応します。

【地域食材の導入推進】

- 学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、「みえ地物一番給食の日」の実施や、学校給食物資委員会の開催を通じて、学校給食における地域食材の使用を促進します。また、地域の農林水産業への関心や理解を深めるため、食育に係る既存の食育教材に加え、新たな教材を学校給食関係者に提供します。

施策③ 相談対応の充実

施策の取組方向

県民からの食の安全・安心や食品表示に関する相談等に迅速に対応します。

課 題

- 県民や食品関連事業者からの食品衛生、食品表示および消費生活に関する相談対応や相談に関する適切な情報提供を実施しており、さらに、県民からの食の安全・安心確保に関する施策の提案についても、関係機関と連携し、適切に対応していくことが必要です。

取組内容

- 県民や食品関連事業者からの食品衛生、食品表示および消費生活に関する相談対応ならびに県民からの食の安全・安心確保に関する施策提案について、関係機関と連携し、適切に情報提供を行うとともに迅速に対応します。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【実施すべき施策】

- ①人材の育成
- ②相互理解の増進
- ③関係者との連携及び協働
- ④県民運動の展開

(1) 基本的方向4の取組方向

県民、食品関連事業者、NPO、地域の団体、学校などの多様な主体が相互理解を深め、連携及び協働して食の安全・安心確保に取り組む県民運動を進めます。

施策① 人材の育成

施策の取組方向

食の安全・安心の確保のため、高い専門性と実践的な知識や高い倫理観を有した人材を養成します。

課題

【食品等事業者】

- 食品等事業者は、食品衛生に対する高い専門性と最新の情報に基づく的確な取組の実施が求められることから、食の安全・安心確保に関する専門的知識の習得が必要です。
- 食品関連産業が将来にわたり成長を続けるため、魅力ある職場づくり、事業者と学生による相互理解の推進とともに、新たな価値を持つ商品の創出や新規販路の開拓に取り組める人材の育成が必要です。

【学校給食関係者】

- 安全・安心な学校給食を提供するため、引き続き、衛生管理や適切なアレルギー対応に関する学校給食関係者の資質向上が必要です。

【GAP推進指導員等】

- 農業生産現場におけるGAP認証の新規取得および維持・更新、GAPの実践拡大を図るため、引き続きGAP推進指導員の確保・育成が必要です。
- 畜産物の安全性向上のため、農場HACCP認証の取得・更新を指導できる人材の育成が必要です。

【農薬取扱関係者】

- 農薬の販売者や使用者に対して農薬の安全かつ適正な販売や使用を推進するため、農薬について正しい知識を持ち指導することができる三重県農薬管理指導士の育成が必要です。

取組内容

【食品等事業者】

- 食品等事業者が食品の衛生的な取り扱いや専門的な知識を習得できるよう、食品衛生責任者や食品衛生指導員の養成、知識向上のための講習会を開催します。
- 新たな価値を創出できる人材の育成や食品関連産業に従事する若者を確保するため、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、食品衛生の研修会や交流会の開催、産学コラボ商品の開発、インターンシップ事業を実施します。

【学校給食関係者】

- 衛生管理、異物混入防止およびアレルギー対応について、学校給食関係者の資質向上を図るため、対象者別に「学校給食の安全と充実に向けた講習会」を開催します。
- 「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」事業（文部科学省）を活用し、三重県内の学校給食施設を調査し、施設の改善を指導します。
- 適切なアレルギー対応や緊急時対応の体制整備を推進します。

【GAP推進指導員等】

- GAP推進指導員の確保・育成を図るため、JGAP指導員基礎研修等を開催するとともに、JA子会社や農業高校でのGAPの認証取得にかかる内部監査の機会を活用した資質向上研修会を開催します。
- 農場HACCP認証の取得・更新を指導できる人材を育成するため、普及指導員や家畜保健衛生所職員に対して農場HACCP指導員研修会の受講を推進します。

【農薬取扱関係者】

- 三重県農薬管理指導士の育成・確保を図るため、農薬の販売者や使用者に対して、農薬に関する関係法令や販売、使用に関する専門的な知識を習得するための研修会を開催します。

施策② 相互理解の増進

施策の取組方向

食に関するすべての関係者が相互理解を深め、信頼関係を構築できるように、各種交流会や勉強会、セミナーなどリスクコミュニケーションや相互交流の機会の確保に努めます。

課 題

- 県民、食品関連事業者等および県が、互いに食品衛生や食品表示に関する情報提供や意見交換を継続して行い、食の安全・安心確保に関する正しい知識を共有し、相互理解を深めることが必要です。
- 食品の安全性についての意識調査で関心の高かった、食品添加物や輸入食品および農薬・動物用医薬品について、重点的に県民の知識の習得と理解を深める必要があります。

取組内容

- 県民、食品関連事業者等および県が、食品衛生や食品表示に関する正しい知識を共有し、相互理解を深められるよう、意見交換会や研修会を開催するなどリスクコミュニケーションの機会を創出します。
- 食品添加物、輸入食品および農薬・動物用医薬品に関する正しい知識の習得と理解を深めるため、研修会やイベントにおいてリスクコミュニケーションや相互交流の機会を設けます。また、県民のニーズに沿った啓発に取り組めるよう、食品の安全性に関する意識調査を実施します。

施策③ 関係者との連携及び協働

施策の取組方向

県民、食品関連事業者、これらの者により構成される団体と連携及び協働して、施策を推進します。

課 題

- 食品等事業者が「食品衛生法」、「食品表示法」、「景品表示法」等関係法令を遵守することが必要です。
- 県民が「食品表示法」に基づく栄養成分表示や、機能性表示食品の表示を正しく理解し活用できるよう、啓発・教育が必要です。また、県民が適切な食事の選択ができるように環境を整備する必要があります。
- 食の安全・安心確保に関する取組を推進するためには、継続的に多様な主体と連携・協働して施策を推進することが必要です。

取組内容

- 食品等事業者による「食品衛生法」、「食品表示法」、「景品表示法」の遵守に向け、食品等事業者団体と連携してわかりやすい周知に取り組みます。
- 県民一人ひとりの健康課題の解決に向け、適切に食品を選択できるよう、栄養成分表示の啓発や学習機会の提供に取り組みます。また、外食や中食を利用する場合も、健康に配慮した食事の選択ができるよう、健康づくり応援の店や健康経営カンパニー認定企業等の事業所給食における健康に配慮したメニューの提供や栄養成分表示の適正な実施に向けた支援に取り組みます。
- 県民、食品関連事業者・団体と連携および協働しながら、食の安全・安心に向けた施策を推進するため、県民や食品関連事業者・団体を対象とした「みえ出前トーク」や「食の安全・安心研修会」を開催します。

施策④ 県民運動の展開

施策の取組方向

多様な主体が食の安全・安心に対する価値観を共有し、食育を通して食の安全・安心確保に取り組む県民運動がさらに発展するよう、積極的に行動していきます。

課題

- 食の安全・安心確保に取り組む県民運動の発展に向け、消費者団体や食品関連事業者等の主体的な取組を県民に広く周知することが必要です。

取組内容

- 消費者団体や食品関連事業者等の食の安全・安心に関する主体的な取組を支援するため、啓発資料を提供するとともに、県民に向けて県ホームページ等を通じた団体等の情報発信に取り組みます。

【資料編】用語解説

(あ行)

「AI害虫モニタリングシステム」

IoTカメラ、LEDライト、フェロモン剤を従来の予察灯に組み合わせ、AIによる画像判断技術を用いた害虫の発生を予察するシステムです。

本システムでは、捕虫から撮影、分析までの作業を自動化しており、遠隔地からでもリアルタイムで捕まえた害虫の画像データを収集し解析することができるため、発生予察事業のさらなる効率化につながります。

「IPM」

IPM (Integrated Pest Management) (総合的病害虫・雑草管理)とは、利用可能なあらゆる病害虫・雑草管理を、その防除効果と人や環境へのリスクから総合的に判断して、「予防」、「観察」、「防除」の3段階に分けて実施する手法です。

「予防」とは、病害虫・雑草の発生を最小限にするため、前作での発生状況や予察情報で注意喚起された病害虫・雑草に注意することです。

「観察」とは、病害虫・雑草の発生の有無や、発生程度、発生場所について調査することです。

「防除」とは、観察の結果をふまえて、経済的な損失や病害虫の伝搬を防ぐため必要と判断した病害虫・雑草管理を実施することです。

「エシカル消費」

「エシカル」とは、「倫理的な、道徳的な」という意味の言葉です。

より良い社会に向けて、地域の活性化や雇用等を含む人や社会、地域、環境に配慮した消費行動のことをいいます。

(か行)

「GAP推進指導員」

生産現場でのGAPの普及推進に向けた指導に必要な知識を習得するための研修を受講し、GAPに関する生産者への3件以上の指導実績を有する者です。

県内では、普及指導員や営農指導員が「GAP推進指導員」として活動し、生産者や産地によるGAPの実践活動を支援します。

「科学的知見」

実証的なデータ、学会で認められた学説、学術的論文をいいます。

「火傷病」

火傷病（かしょうびょう）とは、植物病原細菌が植物に感染して発生する病気で、国が国内への侵入を警戒する重要病害虫に指定しています。

りんご、なし等に感染した場合、火にあぶられたような症状が現れ、樹全体が枯れることがあります。

現在、有効な防除方法は確立されていないため、火傷病に感染した花粉等を国内に持ち込まないなどの水際対策が重要になります。

「環境保全型農業直接支払交付金」

農業生産にともなう環境への負荷を減らすとともに、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に効果の高い農業生産活動に取り組む生産者を支援するための国の交付金事業です。

「危機管理統括監」

知事の命を受けて危機管理に関して全庁を統括する役職で、危機が生じた場合、または生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他の職員を指揮監督します。

「景品表示法」

「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和 37 年法律第 134 号）の略称。商品やサービスの品質、内容、価格を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ることを目的としています。

「合理的な選択」

本報告書では、正確な食品の情報、表示により、県民のニーズに基づく選択ができることをいいます。

「国際水準 G A P」

G A P（Good Agricultural Practices）（農業生産工程管理）とは、農薬の使い方、土や水の生産を取り巻く環境、農場で働く人の状況や、あらゆる工程を記録・点検・改善して、安全な農産物の生産につなげる取組のことです。

国際的な標準取組基準である「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」を満たす G A P を国際水準 G A P とされています。

「米トレーサビリティ法」

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律第 26 号）の略称。生産者を含む米穀取扱事業者が米や一部の米加工品の取引を行った場合、記録の作成と保存を義務付けている法律です。このほか、生産者から消費者まで、米の産地情報を伝達することも義務付けています。

「コンプライアンス」

法律や社会的な通念を守ることをいいます。「法令遵守」と訳されます。

（さ行）

「収去検査」

法に基づく食品の検査を「収去検査」といいます。収去検査は原則、抜き打ちで実施します。

「食品衛生法」に基づく収去検査は、食品の安全性を確保することを目的として、食品に含まれる農薬、動物・水産用医薬品、食品添加物、微生物の量を調べています。

「食育」

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

「食品衛生指導員」

県内には一般社団法人三重県食品衛生協会から委嘱された食品衛生指導員が約 1,500 人おり、食品衛生思想の普及啓発や食品等事業者に対する巡回指導、相談をはじめ、広く食中毒防止の啓発に努めるとともに、行政と連携、協力した業務を行っています。

「食品衛生責任者」

「食品衛生法」に定められた飲食店や食品製造業の営業者は、食品の安全確保のため施設またはその部門ごとに、食品衛生責任者を定めて置かなければなりません。食品衛生責任者は、食品取扱施設の衛生確保、衛生的な食品の取扱いおよび従業員の衛生教育を行います。

「食品衛生法」

「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）は、食品の安全性確保と飲食での衛生上の危害発生を防止することにより国民の健康を保護することを目的としています。

食品および添加物、器具および容器包装、表示および広告、監視指導、検査、営業について定めています。また、有害食品の販売禁止や食中毒の防止についても定めています。

「食品関連事業者等」

条例第 2 条第 1 項第 4 号で定義している「食品関連事業者」（食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入、加工、調理又は販売その他の事業活動を行う事業者）とその事業者により構成される団体です。

「食品等事業者」

食品関連事業者のうち、条例第2条第1項第3号で定義している「食品等」（食品並びに添加物（「食品衛生法」第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。）を生産、輸入、加工、調理または販売その他の事業活動を行う事業者です。

「食品表示法」

平成27年4月施行の「食品表示法」（平成25年法律第70号）は、「食品衛生法」、「JAS法」および「健康増進法」の各法律の食品の表示に関する規定を統合した法律で、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度です。

「食糧法」

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）の略称。用途が限定された米穀（新規需要米・加工用米）については、定められた用途以外に使用・販売してはならないことや、米穀の用途別の管理に関し、米穀出荷販売事業者が守るべきルールが定められています。

「水産エコラベル」

持続可能で環境に配慮していると認証された漁業から生産された水産物（認証水産物）が、流通・加工の過程において非認証水産物と混ざることなく消費者に届くようにすることを目的とした認証スキームです。

「生産資材」

農薬や動物用医薬品、飼料、肥料等の農業資材や、水産用医薬品、養殖水産動物用飼料等の養殖用資材のことをいいます。

「生産履歴の記帳」

生産現場において、栽培方法、資材の使用履歴の日々の工程を記録することをいいます。

「施肥基準」

県内の主要農作物のうち、代表的な作型について、地力中庸（その土地がもつ植物を育てる力の平均値をいう。）な土壌および気象条件を前提に、目標とする収量・品質を確保するために必要な肥料分量の目安を示したものです。

(た行)

「トレーサビリティ・システム」

食品の安全を確保するために、栽培・飼育から加工、製造、流通等の過程を明確にし、品質等追跡ができるシステムをいいます。

(な行)

「農場HACCP」

農場HACCPは、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を取り入れ、危害要因（微生物、化学物質、異物）を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法です。

「農場HACCP認証」

平成21年8月に農林水産省が公表した、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）」を満たすことを公益社団法人中央畜産会等が審査し、認証します。

なお、認証農場においては、一定期間ごとに認証更新のための審査を受けることにより、認証の有効性が確保されます。

「農用地土壌汚染防止法」

この法律は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止および除去ならびにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって国民の健康の保護および生活環境の保全に資することを目的としています。

本法では、全国での統一的な調査結果が必要として、都道府県知事に農用地の土壌汚染の状況について常時監視することが義務付けられています。

(は行)

「HACCP」

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) (危害分析重要管理点)とは、製造工程の各段階で発生する危害を分析し、どの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法です。「ハサップ」と呼ばれています。

「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」

消費者が安心して購入できるよう、環境に配慮した生産方法および食の安全・安心を確保する生産管理の実施により栽培した農畜林産物および加工品について、その生産方法や栽培履歴を第三者機関が確認し、要件を満たした生産物にみえの安心食材マークを表示する三重県独自の制度です。

「病害虫発生予察情報」

病害虫防除所が農産物に被害を与える病害や害虫に関して発生状況の報告や注意喚起のために発表する情報です。病害虫の発生の時期、程度を予測して、被害の発生程度の大きさにより予報、警報、注意報が発表されます。また、県内初の病害虫の発生が確認された時には、特殊報を発表しています。

「病害虫防除の手引き」

県内で栽培されている主要な農作物の病害虫を防除するために県が作成した病害虫防除のためのガイドラインです。

(ま行)

「三重県食育推進計画」

「食育基本法」(平成17年法律第63号)に基づき、県民の心身の健康と豊かな人間形成を目的として、食に関する知識と食を選択する力を習得し、望ましい食生活の実践に向けて、三重県の取り組むべき方針を定めたものです。令和3年3月に策定した第4次計画(計画期間令和3年度から令和7年度まで)においては、豊かな「生活」、「地域」、「環境」を支える食育の推進に取り組むこととしています。

「三重県農薬管理指導士」

農薬販売者、ゴルフ場における農薬使用管理責任者、造園業者の委託を受けて農薬による防除を行う者を対象としています。対象者による農薬の販売、使用に関する資質の向上を図るため、県が実施する農薬に関する専門的な研修を受講し、試験に合格することを認定条件としています。認定者は、農薬の適正使用に関して指導的役割を担います。

「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」

県産きのこ類の生産現場において、「食の安全・安心の信頼の確保」、「自然資源の有効利用、リサイクル資材の使用」等の人と自然に配慮した取組を行う際の参考になるように、「顧客満足の実現をめざすISO9001品質マネジメントシステム」および「健康危害防止をめざすHACCPシステム」の考え方を一部取り入れた、三重県独自のきのこ類の品質・衛生管理マニュアルです。

「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」

食肉の猪肉や鹿肉の衛生管理や品質の確保については、「と畜場法」にある解体処理の基準がないこと、捕獲方法と品質の関係が整理されていないことから、食品安全マネジメントシステムに準じ、関係法令の遵守や捕獲から解体処理、流通に至る具体的な方法を定めたマニュアルです。平成31年3月16日に施行しました。

「みえジビエフードシステム登録制度」

「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」に沿った野生獣肉であることを明確にするため、野生獣肉を取り扱う解体処理施設・加工品製造施設・飲食店・販売店を対象に登録基準に適合する施設および事業者に加え、捕獲者、解体処理者、みえジビエを普及推進する人材を登録する制度です。平成31年3月16日に施行しました。

「みえ地物一番給食の日」

三重県では、毎月第3日曜日の前後1週間の中で「みえ地物一番給食の日」を設定し、各学校における地場産物を活用した学校給食や食育の取組を進めています。

取組の強化月間を6月（食育月間）と11月の2回とし、「みえ地物一番給食の日」を意識した取組の定着を図っています。

「三重の新たな米協創振興会議」

三重県が開発した「三重23号」を生産段階から流通段階をとおして、三重の米のブランドとして作りあげていくために、水稻生産者の代表、生産者団体、米穀流通販売事業者、市町、県関係機関等で構成する会議体です。

「みえフードイノベーション」

三重県の「食の魅力」を生かすため、生産者・事業者・大学・行政が連携し、県内の農林水産物を活用した新たな商品やサービスを開発する取組です。

「みどりの食料システム戦略」

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立による持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するため、令和3年5月に農林水産省が策定した戦略です。

(や行)

「養殖生産工程管理手法」

養殖生産工程管理手法（Good Aquaculture Practice 手法（GAP手法））とは、養殖水産物の食品安全の確保を目的に、養殖業者自らが管理のポイントを整理し、それを実践・記録し、記録を点検・評価し、養殖生産の改善に活用するという一連の管理手法です。

(ら行)

「リスクコミュニケーション」

本報告書では、行政、食品関連事業者、研究者、県民が食品のリスクや食の安全・安心に関する情報および意見を交換し、相互の信頼を築き理解し合うために対話を進めていくことをいいます。

三重県食の安全・安心確保行動計画
(令和6年度)

令和6年3月発行

三重県農林水産部農産物安全・流通課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話 059-224-3154 FAX 059-223-1120
ホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/shokua/hp/>